

津市三重武道館弓道遠的場の施設及び設備器具の使用料

単位 円

使用区分		時間区分		①	②	③
				午前9時から正 午まで	午後1時から午 後5時まで	午後6時から午 後9時まで
施設	弓道遠的場	専用使用		3,140	4,190	3,140
		一般公開日における個人使用	小学生以上 高校生以下	100	100	100
			一般	200	200	200
		回数券 (12回)	小学生以上 高校生以下	1,040	1,040	1,040
			一般	2,090	2,090	2,090
設備器具	照明設備		1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 200			
	電源コンセント	1口	100	100	100	
〔備考〕						
<p>1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ施設の使用料に乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の施設の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。</p> <p>（1） 弓道遠的場の使用面積がその床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。</p> <p>（2） 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時30分を基準時間として区分する。以下同じ。）以下のとき。</p> <p>（3） 使用の準備のために使用するとき。</p> <p>2 使用時間が定められた時間区分の2分の1以下の場合の電源コンセントの使用料は、当</p>						

該時間区分に係る使用料に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

- 3 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 4 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 5 一般公開日における個人使用の場合の照明設備の使用料は、無料とする。